

平成27年度介護保険制度改正により、介護保険サービス、介護保険料、利用者の自己負担が一部変更になります。今回の特集では、平成27年4月および8月の介護保険制度の主な変更点をお知らせします。改正内容の詳細については、ホームページ (<http://www.city.toyohashi.lg.jp/4987.htm>) をご覧いただくか、市役所長寿介護課（東館3階）、各窓口センターなどで配布の「介護保険制度改正のお知らせ」をご確認ください。制度改正にご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ：長寿介護課 保険料について／介護保険料グループ（☎51・3139）、
介護保険サービスについて／介護保険給付グループ（☎51・3130）

平成27年4月1日に変更となった主な内容

65歳以上の方の 介護保険料を見直しました

65歳以上の方の介護保険料は、今後3年間で介護サービス費用がどのくらい必要になるかを算出して、3年ごとに見直しをしています。今回の見直しでは、平成27～29年度の介護保険料を算定しています（下表）。高齢化が進み介護サービスを利用する人が増加していることにより、保険料は上昇していますが、被保険者の所得に応じた負担割合となるよう保険料額を設定しました。

特別養護老人ホームの入所基準 が変更になりました

特別養護老人ホームに新規に入所できるのが、要介護1～5の方から、原則要介護3以上の方に変更になりました。※要介護1・2の方も定められた要件を満たせば、入所が認められる場合があります



■ 65歳以上の方の介護保険料（平成27～29年度） ※基準額（年額）57,600円

所得段階区分	対象	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護などを受けている方 ・老齢福祉年金を受けており、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.5	28,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円以下で、第1段階に該当しない方	基準額 ×0.7	40,320円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	43,200円
第4段階	本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.83	47,808円
第5段階	本人が市民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額	57,600円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	69,120円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.3	74,880円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.5	86,400円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.7	97,920円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額 ×1.8	103,680円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が800万円以上の方	基準額 ×1.9	109,440円



平成27年度 介護保険制度改正のお知らせ

平成27年8月1日に変更となる主な内容

**一定以上の所得がある方は、
介護サービスの自己負担が
2割になります**

次の2つの条件を満たす方は、介護保険サービスを利用するときの自己負担割合が、現行の1割から、2割になります。

- ・65歳以上（1号被保険者）で本人の合計所得金額が160万円以上
- ・年金収入とその他の合計所得金額が、
①単身で280万円以上②65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上

なお、要介護（要支援）認定者には、負担割合を示す「介護保険負担割合証」を発行します（毎年7月下旬に発送予定）。

※自己負担額には月額の上限額（高額介護サービス費）があるため、実際の負担額は自己負担が2割になった全員が2倍になるわけではありません



**高額介護サービスなどの一部の
上限額が引き上げとなります**

介護保険では、1か月ごとの自己負担が上限額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。この上限額について、医療保険の現役並み所得に相当する方※は、月額3万7200円から4万4400円に引き上げとなります。

※同一世帯に、65歳以上で課税所得が145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入383万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、引き上げの対象となりません

**低所得の施設利用者の食費・
居住費負担軽減要件が変わります**

施設サービス利用者の食費と居住費は、本人の自己負担となりますが、低所得の方（市民税非課税世帯）は、申請によりその負担を軽減する補足給付があります。この補足給付について、低所得の方でも次のいずれかの条件を満たす方は、



補足給付対象外となります。

- ① 預貯金などが、単身で1000万円、夫婦で2000万円を超える
- ② 世帯分離している配偶者が課税されている

第6期豊橋市高齢者福祉・介護 保険事業計画を策定しました

この計画は、平成27～29年度における高齢者の介護予防や生活支援、生きがいづくり、介護サービスなど福祉・介護保険の総合的な計画です。今後、ますます高齢者が増加することが予想されるため、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを支援する仕組み「地域包括ケアシステム」の構築が重要となります。市では、この計画に基づき、「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

閲覧場所 市役所長寿介護課・じょう

ほうひろば（東館1階）、カリオンビル、各窓口センター、各地域包括支援センター、中央図書館、ホームページ（<http://www.city.toyohashi.lg.jp/4979.htm>）